

令和5年 網走市議会
重油漏れ事故対策検討特別委員会 会議録
令和5年1月27日（金曜日）

○日時 令和5年1月27日 午後1時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 北海道へ廃棄物処理法に基づく措置のアプローチについて
2. 油流出事故に関し既存条例の適用について
3. 新たな条例の制定について
4. 重油漏れ事故の現場視察について

○出席委員（7名）

委員長	小田部 照
副委員長	松浦 敏司
委員	金兵 智則
	栗田 政男
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸

○欠席委員（1名） 近藤 憲治

○議長 井戸 達也

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（2名）

澤谷 淳子
山田 庫司郎

○説明者

副市長	後藤 利博
市民環境部長	武田 浩一
市民環境部次長	田邊 雄三
水産漁港課長	渡部 貴聡

○事務局職員

次長	石井 公晶
総務議事係	早渕 由樹
総務議事係	山口 諒

午後1時00分開会

○小田部照委員長 ただいまから、重油漏れ事故対

策検討特別委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、近藤委員より欠席の届出が出ておりますので報告いたします。

まず、議件2、重油流出事故に関し、既存条例の適用について協議いたします。

前回、先月27日、網走市環境基本条例に基づき、関連事業者との協定締結を促していきたい旨の協議をいたしました。

改めて理事者の見解をお聞きしたいと思います。

○武田浩一市民環境部長 御承知のとおり網走市環境基本条例の21条と環境の保全及び公害の防止に関する条例の第7条の条例に基づきまして、BBH、ホテルとの協議を経て協定を締結することが可能です。

現在は、北海道が水質汚濁防止法に基づく指導を実施していることから市といたしましては、状況を見ながら協定締結の必要性の対応を慎重に判断していかなければならないものというふうに考えております。

現在、ホテル側は関係機関に拠る連絡会議の中で、道の指導に基づいて専門家の意見を聞き、重油の漏えい状況の調査を進めているところでございます。

調査結果を踏まえることが必要であるというふうにも考えているところでございます。

○小田部照委員長 ただいまの説明に対し質疑等ございませんでしょうか。

○平賀貴幸委員 12月27日の議会において、私からそのことについて求めたのですが、そのときの答弁と全然違うことが今見解に出てきたのですが、一体どうなっているのですか。

全く理解ができないのですが、それでも。

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午後1時02分休憩

午後1時08分再開

○小田部照委員長 再開いたします。

平賀委員の質問に対する答弁。

○武田浩一市民環境部長 12月の段階で平賀議員のほうから御指摘等ございました。そのような内容につきましては、内部的にいろいろと精査をしている状況でございます。

また、これまでいろいろな形の中で勉強会等通している中でもいろいろございましたけれども、この対応につきましては強い交渉人といえますか、そういうことも必要だというふうにも考えております。

また、2月の段階でいろいろ来庁いただけるということも伺っておりますので、そういったことも含めてですね、いろいろな形で検討、調査をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○平賀貴幸委員 それで理解されるというふうに思っていること自体が全く理解できないのですけれども。申し訳ないですけれども。12月27日のときに、年明け早々にも取り組むというふうに答弁されているのですよね。

それなのに、状況を見ながらと考えているという話を最初にされて、今の説明で何をどうやって納得すればいいんですか。

全く意味がわからないのですけれども。

○後藤利博副市長 12月の委員会では既存条例による対応ということと話がございまして、たしか私どものほうでは、今、勉強会を通して北村先生なり、町野弁護士なりいろいろと御教授いただいているところでございます。

この間、既存の条例の効力など法的な部分については内部的な勉強といえますか、研究を様々な機関を通してやらせていただいておりますのと、それから前回もお話をさせていただきましたが、環境基本条例ということでございますので、これは当然窓口としては市の所管課、生活環境課になるわけでございますけれども、一方、さらには相手方にとりましては、市長も直接社長ともお会いしたいということの何度か申し入れがあったわけですが、結局受けられないということもございまして、強い交渉人というようなことが、議員のほうからも御提示されたところでございます。そういう部分につきましても私どもとしましては、所管課が行政マンということだけではですね、なかなかテーブルにも着いていただけないだろうということで、現在は法律家なりこういった法に詳しい方をですね、代理人といえますか、そういう形で立ててですね、相手の方に接触を試みていくということが必要であると、そういう段階までは検討を進めております。

○平賀貴幸委員 そうすると、開会直後の答弁は取り消すということですね。状況見てからではないんですよね。あの、状況を見て進めている準備を今進めているという話だったのですけれども、最初の説

明だと市としては状況を見てからだと考えていることでしたから答弁がおかしい。

○後藤利博副市長 部長のほうからの説明の言葉が足りない部分がございます。

状況を慎重にというか、様々な法的な内容も含めて状況を確認しながら進めているという状況でございます。

○平賀貴幸委員 はい、わかりました。

そうすると交渉人を立てながら市の条例を活用して、具体的に動いていくという方向感を持って動いているというふうに理解をまずしていいということですね。

○後藤利博副市長 現在はそういう方向の強い交渉人を立てて、相手と接触することもいいのではないかという段階の検討をしているところでございます。

○平賀貴幸委員 その方向性は理解しました。

一方で、雪解け、融雪の時期を迎えてしまっては遅いということがこれまでずっとあったと思います。

私がそのことについて申し上げたのは、汚染物質の全量撤去につながるような話し合いも、もちろん必要なんですよね。そこも方針変わっていないというふうに昨年も答弁ありましたからやっていただきたいですけれども、万が一、河川や湖に対して重油が流出して汚染された場合の流出防止対策をどうするのですかということや補償の問題をどうするのですかということを通常の法のスキームでいくとですね。実際、事態が発生してから本当にその原因は、その重油の流出なのかとか調査をしたりなんだろうしながらやっていくものですから、相当時間がかかるのですよ。

しかし、それでは手遅れになるので、事前に市の条例を使って、そういった面も含めて話し合いをしていって、雪解け前にある程度結論を言っていたきたい。だから、スピード感を求めたのですよね。その辺は理解された上でスピード感を持って、今の方針を貫いていって、私は求めていることをやっていただけるというふうに考えていいですか。

○後藤利博副市長 貫くといえますか、やはりもともと市の既存条例、これを例えば仮協定を結べたとしましたらどういう内容で、どういう効力を持つのか、それによっていつまでに相手が実行できるかどうかということも併せて考えなければならないというのが1点ございます。

それで環境基本条例をですね、私どもは調べている範疇では、あくまでも推進条例のようなもので、強制力はないのだという見解を持っているというか、そういう記載をされているものもございまして、そういうところは果たしてどうなのかということも含めてですね、検討した上でどういう協定内容が望ましいのかと考えていく必要があるというふうに思っております。

○平賀貴幸委員 昨年も同じことを申し上げたのですけれども、もう一度お伝えしなければいけないなと思いますけれども、協定を結ぶことが目的化してはおかしいのですよ。今の答弁ではどうしても協定を結ぶことが目的化しているのですよね。問題が起きたときにどう対処するのかということをはなし合うための場所として協定を結ぶということを、手段を、手段ですよ、うまく活用しながら話し合いの場をつくっていったって、事が起きてからでは遅いので、事前に話し合っただけ動けないかということですよ。

その上でですね、相手方と合意に達して協定の形になれば、それはそれにこしたことはないのですけれども、協定ありきで話をしてくださいと言っているのではないのですよね。話し合いの場をつくってですね、その場で万が一の事態に備えたことを含めて話し合っておいて、積み上げておいて、いざという事態が発生した場合の対処もできるようにしないと手遅れになるのでなんとかしてほしいってことで申し上げているのですけれども、その点いかがですか。

○後藤利博副市長 それは委員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。

先ほども申し上げましたとおり、事故があつてから、市長自らテーブルについた中でお話をしたいということがありましたけれども、実際にそれはかなわないという状況ですので、代理人といいますか、そういう交渉人を立てながらですね、そういう場面をできるようにしたいと努力してまいります。

○平賀貴幸委員 はい、わかりました。

そうすると、自ずと期限は融雪の前ということになってくるはずなのです。それまでにそういったことの体制をつくっていくという結論を得るためにも努力していくということですから、急がなければいけないはずなんですけれども、その辺のスケジュール感はどのようにお考えですか。

○後藤利博副市長 そのスケジュール感でございしますが、先ほども申し上げましたとおり、午前中の勉強

会の中で同時並行でもいいのではないかという意見と第一義的には、水質汚濁防止法によって、知事の判断を促すということが第1ではないかという両面の意見がございましたので、そこら辺もよく御意見を参考に判断をした上で進めていきたいというふうに思っております。

ただ一つ、その融雪時期にどういう動きをするかということが、現在、今調査している中でそれがなかなか明らかになってこないという部分もございしますので、まずはそこが一番どういう動きになるか、油が出てくるのか出てこないのか、また他の要因に、例えば地下水に混ざっているのか、そういう科学的な部分を結論といいますか、そういうものを早く見出していく中で必要だというふうには考えてございます。

いずれにしても、このたび、先生方にもいろいろお力添えをいただいておりますので、よく相談をさせていただいて、早急にできることから進めていきたいというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 考え方や概要も私も理解できるのですけれども、理解ができる上で納得できない部分があるので伺っているのですけれども、融雪時期になって、あるいは科学的に知見でどうなるかわかって、その時点で実際に事態が起こってしまったのは遅いのですよ。ですから、それが起こる前にいろいろな話し合いを積み重ねておいてほしいということを申し上げているので、そうすると話し合いの終わりは基本的には融雪の前にならないとおかしいということを指摘してきているつもりなのですよ。この網走市の条例を使いながらの取組については、並行的にやることを別に否定していません。それはそれで大事ですからやらなければいけないのですけれども、この網走市独自の条例を使った取組については、今の答弁では不十分だということを申し上げているのですけれども、どうでしょうか。

○後藤利博副市長 不十分かどうかはちょっと……

○平賀貴幸委員 不十分です。

○後藤利博副市長 判断つきかねますけれども、委員がおっしゃいますように、協定を結ぶことが目的ではなくてですね、その被害があつたときにどのような対処するのかということも含めて、相手にもわかっているという意味ではそういう場を設けるということの必要性は感じております。

○平賀貴幸委員 必要性を感じていただけたところまで来たのかなと思いますけれども、繰り返します

が、事態が起きてから話し合いをしていくのでは、実際に問題に対処だとか、保障が実行されるまでには相当時間がかかること、それはわかりますよね。ですから、事態が起きる前に、一定の結論なりを得ておかなければいけないはずですから、その辺りを一つの目標として、市としては取り組むという考えを持たなければいけないと思うのですけれども、それを持っていないのですか。

○後藤利博副市長 それは持っていないということはございません。

やはり、何かあればですね、どうするのだということと事前に決めておくということは必要だということに思っております。

○平賀貴幸委員 事態が起きる前にいろいろなことについて課題を整理して、一定の結論を持っていくという方針で、市は臨んでくださるということでしょうか。

○後藤利博副市長 様々なことというお言葉がありましたけれども、まず、既存条例という中身においては環境基本条例がありますので、この中において、事前に詰めておけるべきことは、相手にもテーブルに着いていただいて進めるようにしていきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 前向きに答弁いただきましたので、御理解をさせていただきます。

全てが100点のものに融雪までできると私も思っていますが、ある程度整理すべき課題が整理されていて、万が一の事態が起きたときに迅速に対応できるような事前の話し合いの積み重ねというのをできるだけ深くやっていただくということがやはり大事なことだと思いますので、その答弁を信じて、そこにも見守らせていただきたいと思います。

取りあえず、この点については終わります。

○小田部照委員長 他の委員いかがでしょうか。よろしいですか。

○栗田政男委員 聞いていて、不思議なことがたくさんまた出てきて、道のほうの水質汚濁、午前中の勉強会の中でも産廃のほうで攻められないかと、進められないかという話も、当然理事者の皆さんも聞いていたのでわかると思うんですが、一番の問題は道のほうとしては全量撤去を今の段階でも全然求めているのですよ。

ただ、我々網走市としては漁業関係者も含めて、もうこれは漁業関係者だけの問題ではなくて網走市民全体の問題なので、環境にも影響してくる部分が

ありますので、その中で考えると、我々は全量撤去してほしいと。ここがどうもずれっぱなしでずっと行って走って進めているし、何かあれば道が窓口になっているので一本化しなければいけない、いけませんよと。それは誰が決めてそういうことになっているのでしょうか。

やっぱり道って皆さんにとっては上級の官庁という考え方で、お上という感覚でお付き合いしているのですか。

なんかね、聞いていると、午前中もいろいろコメントがあったので、ここでいちいち言いませんが、そっちの動きを注視しながらみたいな話で、独自にやれることあるからこうしませんかという話を今しなければいけないのに、その手法として、きっかけづくりができますよ、窓口になりますよ。向こうはこっちの要請に応じなければいけませんよということではほぼ答えが返ってきている中で、まだ躊躇して市でそれを踏み込んでやっちゃうと、道が気を悪くしたら困るとか、何かそんな言い訳ばかり皆さん言っていないですか。

そんなね、中途半端なことやっていたら駄目なんだよ。

今年は僕も怒らないつもりでいましたけれども、皆さんの声を聞いていると、何を考えて、今になってもう1か月経ったんですよ、あれから。もう既に窓口をつくって交渉に入っていかなければいけないし、それで、その結果は今の段階では、私たちに、この状況で進める予定でいますから、市長もそれを一緒にやって取り組んでいますという話が出てきて当たり前なのに、1か月あったんだよ。もう1月の末ですよ。また次の答えは2月の末、3月の末、5月の末ってずるずるずるずる延ばす気でのすか。それで本当に網走の皆さんの生命と財産を守る皆さんの立場が確保されると思いますか。

まず部長ね、聞きますけれども、その1回目の返答、何なんですか。あなた12月の質疑をどういうふうに捉えていたの。僕はね、それ納得できないな。言葉が足りないという意味じゃなくて、何も考えていない、また言い訳が始まったから。違うんじゃないの。

答弁して。

○武田浩一市民環境部長 今、委員から御指摘を受けました。

私の説明に関しまして、今、栗田委員のほうからもありましたけれども、言葉足らずということがあ

ったということに関しましては反省すべきところだと思っております。

しかしながら、このような形の中で、内部的にはいろいろやらせていただいたという部分も、副市長から先ほどお話もございましたけれども、そういう形で進めてきている部分がございます。

最初の私の答弁がそういうことということで言葉足らずに誤解を受けたということに関しましては、申し訳なく思っております。

○栗田政男委員 その1回目の発言については了解をいたします。

それで、問題はその先ののだけれども、発言云々よりも、どういう認識で12月の平賀委員の質疑を受けて、わざわざ市長のところまで確認、副市長に行っていたいて、その結果、きちんと前に進めて、早いうちに結論を出して報告させていただきますというような答弁をもらった僕はつもりでいました。

先ほどてっきりその答えが返ってきて進んでよかったねと言わなければいけないなと思っていたのだけれども、それに関してはね、部長のほうでは、別に進める気はなかったわけではないけれども、まだ現状としては進める段階ではないという認識でいいんですか。

○武田浩一市民環境部長 進めるつもりはないということは全くございません。その中で、いろいろな形の中で協議をしてきたということを御理解いただければと思います。

○栗田政男委員 いろいろな形の中で、午前中いろいろ副市長もいろいろお話に入っていて、確認をしたのですが、やっぱり最終的には道が窓口になっているので、一本化で、そこで市としては横やりを出すような相手方に直接的にすることはできない的なニュアンスを僕は感じたのですけれども、副市長ね、そういうことがあるからこそ2チャンネル、3チャンネルでみんな各方面から進めましょうということで我々は議論してきたつもりなのですが、どうですか。自分で言ったことに対して僕はものすごく違和感を感じたのだけれども、まだそんなこと言っているのかなというふうにどうしても感じてしまったのですけれども、それについてちょっと、もう一度答弁を頂きたいと。

○後藤利博副市長 12月の委員会では網走市のほうから北海道に、専門家も交えた形の中でホテルも含めてテーブルに着いてもらえるような会議といいいますか、そういうものを用意して、水質汚濁防止法を

盾にしてですね、やっていただきたいという要請を市のほうからもしたということも考えますと、一方で市の既存条例をもってそこを飛び越えた形ですね、ホテルと直接やりとりするのは果たしてどうなのかとそういう思いがありましたし、今もそれは正直でございます。

ただ、部長のほうからお話がありまして、慎重にというお言葉が、答弁がありましたけれども、環境基本条例、既存の条例と言いながら法的にやはりどういう効力を持って、相手と実際にどういう話を進めていく中でどういう話をすることによってですね、少しでも丸い形のものに答えをですね、得られるかというものは勉強も私どももしなければいけないと、そういう時間は実際にやってきているわけです。それで午前中の中においても、そこは先生からもアドバイスを頂いた部分でありますので、そこは私たちの今後の判断材料ということになっていくというふうに思っております。

○栗田政男委員 だからこそ、何度もいろいろな私も一般質問であったり、いろいろな場面でこういう手法ってあるんですよ、民間だったらこんな考え方で進めるんですよ、相手が民間ですから、なお民間との対話はこうあるべきだということをいろいろお伝えしているのですが、多分それは御理解されていないのだろうと。わかります、それは役所という組織の中でずっといらっしゃった皆さんにはちょっと難しいのかもしれない。だって環境が違い過ぎるから。だからそれはよくわかるのですが、だからこそ助言もしているし。

少しはね、人の言うことを聞いてください。

本当に。

これ市長も含めて。

じゃないと我々が一生懸命提言して、いろいろな事案をね、こういうことで取り組んでいきましょうよということを一生懸命やっていても、本当に聞く耳持たずでいられるのであれば、この会議自体が無意味になってしまうし、私たちの存在自体も何の効力もなくなってしまうのですよ。

皆さんはね、議会軽視していないと言うけれどもまるっきり私たちの言うことを聞かないというのは議会軽視だよ。

選ばれた議員が、市民から、ここにそろっているのに、その人たちを、真摯に意見を聞いてくれないと、やっぱり民主主義って成り立たないですよ。

本当に残念なのですが、今、副市長の答弁の中に

あった、そういう気を遣う部分も結構です。相手方、道に対しても気を遣う部分も結構だけれども、そんな生ぬるいことを言っている段階はとっくに過ぎているのではないのでしょうか。

もう1年ですよ。

1年で相手との交渉窓口もできない、それは当初から何とかチャンネルをつくってくれ、これ課長にもお願いして、どうですか、この対応はということをお願いしていろいろ聞いていただいた、検証させていただいた経緯もありますが、本当に真剣に相手と窓口をつくる気になれば、いろいろなことがまだアクションがあるのではないのでしょうか。

僕が冒頭申し上げた、道のほうとしては全量撤去ではなくて経過観察で収めようというような方向性を僕はどうしても感じるのですが。

網走市として求めているのは全量撤去ですよ。

全量撤去というのは建物を壊して、下の土を取って入れ替えて、納得する形ですということしか僕は方法がないと思うのですが。

課長ね、改めて聞きますけれども、そういう考え方で道のほうとしては、こういう経過を見ながらいろいろな方法、手法を考えるのか、全量撤去の可能性もあるのかということを教えていただけますか。

○渡部貴聴水産漁港課長 道の見解なのですけども、本事故が起きた当初、これは北海道と協議を行った中で私から確認したのですけれども、本来、重油が漏洩した場合は全量撤去が基本ですよということをお話を北海道としまして、そのときは振興局の担当者ですけども、そうですね、全量撤去ですとお話をしました。

ところが、本件につきましては、水質汚濁防止法に今のっとして指導しておりますけれども、水質汚濁防止法の中では油を全量撤去しなければならないということは一言も書かれてございません。公共用水域に流出するおそれがある場合には、応急の措置をします。それをしていないと北海道はしかるべき指導をできるというような書きっぷりになっております。

しかるに、北海道としては全量撤去ということ自体を指導することができないという状況であります。

○栗田政男委員 その辺は、皆さんも多分共通の認識なのだろうと思います。

ただし、我々はあくまでも全量撤去ですから、その手法を検討しなければいけないし、我々午前中に

勉強した中では、産廃を活用すると全量撤去の道も見えてくると。

もちろん、市の条例をもってして、ここと交渉していく中では、これは法令にのっとしてという話ではなくて、相手との民間と網走市の有効な話し合いのもとに解決する方法も当然あるだろう、できればそうあってほしいなというふうに私たちは思っています。

そのためにも、その窓口、チャンネルで向こうとの会話ができる体制になれば、確実にそういう方向って、どういう形にしても、もちろん全量撤去の費用分担の話を、当然お金がかかる話だから出るでしょうけれども、それも含めていろいろな手法があるのではないかなと思うので。

どうなのでしょう。

本当にそういう2本立てっていったらおかしいですが、今のところ道のほうではそういう、道としてもそれ1本でいくとなるとそこで止まってしまいます。

全量撤去、網走が求めているものをどういうふうにやっていくかというのが、我々が用意している意見書なり、はたまた条例の中で向こうとの窓口をつくって話し合いをして、まず立ってもらうということを進めることしか方法がないように感じるのですが、他に手法とか理事者のほうで持っている考え方ってありますか。

○渡部貴聴水産漁港課長 現在、私どもの方針としましては、先ほどからお話がありますように、特に北海道が上級官庁とかそういうことではなくて、この事故が起きたときに、漁業協同組合から要請を受けた中で、当市と漁業協同組合で対策協議会という組織をつくりまして、そちらで北海道に対して、本事故に対する対応について要請を行ってございます。それを受けてですね、それだけではなく、その要請を受けた中で北海道のほうで有識者、ホテル、網走市、北海道、うちも入っている中でですね、それから原因者となっているホテルも入った中で連絡協議会というものを立ち上げまして、そこで、水質汚濁防止法で今はやるしかないという判断を北海道がしていますので、その中でできることとして、ホテルが実施する公共水域の油の流出防止対策、それから油の所在を確認するための調査について、専門家が助言を行うというような今方向で進んでございます。

したがいまして、まずはそれをですね、きちんと

網走市としては認識した中で、当然、市も入っていますので意見を言いながらですね、進めていくべきと考えています。

一方で、今お話のありましたように、それから本日午前中ありました廃棄物処理法の関係、こちらにつきましては12月の段階で勉強会の中ですね、お話が出ておりますので、私どもも振興局のほうに行きまして事務レベルで既に申し入れをしてございます。

事故が起きた当初から、事務レベルの中では廃棄物処理法についての可能性も北海道に投げかけているのですけれども、いまいち明確な回答は頂いておりません。当初の当時の回答としましては、事故で発生しているので廃棄物処理法には該当しないというなお話を受けております。

一方で、本日午前中の勉強会でもありましたけれども、専門家の方、法学者の方の意見では、十分対応できる可能性があるだろうということでお話が出ておりますので、今、事務レベルなのですけれども振興局とそのような形で検討しておりますので、そこは両方ですね、本日お話もありましたけれども、水質汚濁防止法という法律自体が廃棄物処理法の特別法という位置づけなので、まずは水質汚濁防止法の検討をして、その中でカバーできない部分を廃棄物処理法でカバーをするというような認識で、そこは同時並行ですね、検討を進める必要があるというふうに考えてございます。

○栗田政男委員 そういうふうに進めていただいて本当にありがとうございます。

いろいろ産廃の話は、いろいろ出ていましたのでそのように協議を進めていただいて、道とはそのやり方で当然やっていただくしかないと思うので、あくまでも道が決定することなので。今回我々が今用意している意見書を出したところで、道としての見解はまた違う形で返ってくるかもしれませんが、素直に聞くかどうかというのはちょっと疑問なところが多いのですが、我々が今、2項目でやらなければいけないことは、あくまでも網走市ができること、やらなければいけないこと、これをしっかりとここで考えなければいけないので、午前中の先生のお話の中で、網走市として条例の中で向こうに申し入れをしたら、協議のテーブルには着かなければいけないんだよと、そういうことになっているのでしょうかということなのですが、この辺の認識については、そのような考え方でいいんですか。

○武田浩一市民環境部長 条例の中におきましては、そのような条例の形にはなっております。

その条例の締結というのは、あくまでもそこは協議という形の中で一つの契約行為とかそういう形になりますので、その後の話ということに、その後の話というか契約行為という形になってくる部分がございます。

○栗田政男委員 あのね、ずれたら駄目なんだって、部長。ずれた答弁したら駄目よ。人が言っていることをちゃんと聞いてよ。

要はね、きっかけとして向こうとの窓口ができれば、いろいろな話ができますよねということをみんな言っているわけですよ。

だから、協定で契約するのは別に後の話で、当然できればそれにこしたことはないけれども、窓口で向こうが、前に課長からの答弁でなかなか受け付けてくれないんだと、向こうのお話では道が窓口になって市と話すつもりはないというようなニュアンスで僕は聞いていました。

だから、チャンネルを変えて、網走の条例で市長が申し入れをしたら、向こうはテーブルに着かなければいけないのですよ。となると、向こうは否が応でも網走市と話し合いをしなければいけない。話し合いをした中では当然この問題をどうしたらいいんでしょうね、どういう方向性をお考えですかということ、その中でお話ししなければ協定も契約も何もできないということなので、そのきっかけづくりの窓口をすぐにつくって動きますかということを僕は聞いているの。その方向ですぐやりますよ、いついつまでやりますよというのを今日聞きたいのですよ。それはやらなければいけない。できるとなったら、ここまで来ちゃった以上やらなければいけないじゃないですか。やれない理由って、もしあるのだったら部長でもいいし、副市長でもいいし、答えてください。

○小田部照委員長 いかがでしょうか。

○武田浩一市民環境部長 条文では、事業者は市長が環境基本条例21条に規定する協定の締結について協議を求めたときはこれに応じなければならないというふうにうたっております。

先ほど副市長からも答弁がございましたけれども、そういった中で、現在いろいろな形で課題を整理しながら進めているというような状況でございます。

○栗田政男委員 部長ね、ここは委員会の正式な場

だからね、あえて言わないけれども、本当に進めているのですか。本当にその方向で今まで協議してきたのですか。どうもそれが感じないのだけれども、僕の勘違いでしょうか。今、口先だけでそんなこと言ったって通りませんよ。協議で本当に窓口をつくらうと思ってやってきたのであれば、もう今日既にこういう窓口ができて、ちょっと厳しそうだから代理人も立てるようにしましたという話が出てきて当たり前じゃないですか。

○後藤利博副市長 今、栗田委員からお話がありましたけれども、内部としては先ほども申し上げましたけれども、環境基本条例に基づく協定を結ぶに当たっての法令的な解釈も含めて、それもやってきました。

そして、市長が何度もアプローチしてもお会いできないということです。強力な交渉人を立てるということも必要だということも、内部的にもそういう協議といいますか、そういう皆さん、協議はして進んできております。

先ほども平賀委員のときにもお答えをしましたけれども、相手の方と接触できていないという、そこは北海道が表に出た形で社長が連絡会議に出てくれたという窓口としてはそのチャンネルしか今ないわけです。それを利用してやれないかということも考えましたけれども、そこは水質汚濁防止法ののっつてはとか科学的にどういう調査をすれば、存在といいますか、それからの影響というのが推測できるということに、今、終始そういう議論になっておりまして、そこに新たな市の環境基本条例を持ち込んでお話するのは、ちょっといかがなものかなというふうに考えました。

それで、やっていくやり方としては、市独自でそこは強い交渉人を立てて、ホテルに直接連絡を取ってテーブルに着いていただけないかというお話をしていくということなと思っております。

そして行為については、どういうタイミングがいいのかというのは先ほどもお話ししました。

午前中の先生方のほうのそれぞれの見解がございましたので、改めて2月のお越しになったときにどういうスタンスがいいのか専門家の御意見も聞いた上でですね、判断をしたいということでございます。

○栗田政男委員 せっかく答弁いただきましたので、これぐらいにしますけれども残念ですね。

もっとやっぱり危機感を持ってほしい。

それで、いろいろなチャンネル、いろいろなこ

と、手法があるかもしれません。

場合によっては本当に飛び越えて民間の話で解決しなければいけない場も出てくるかもしれません。いろいろな圧力をかけながら交渉することが出てくるかもしれない。できればそういうことは避けたいし、今やれること、どうも副市長の答弁を聞いていても尻込みしているようにしか聞こえないですね。

当然、2月に入れば専門家に来ていただいて現調した中で、いろいろアドバイスも頂けるのですが、せめて今日の段階では並行的に進めるべきですよ。

我々の予定としては、2月2日に意見書を提出して、すぐ道庁のほうに持って行って、いろいろな形で、まだ決まっていますがそういう予定でいます。

だから、そうなってくると並行的に、条例のほうでも窓口をすぐつくっていただいて向こうと交渉して、これは道に対しても別に問題、全然、市が単独でできる話ですからそっちも進めてほしいのですね。そのチャンネルをとにかくまず開かないと、課長のほうからも会ってくれないのだと。いろいろなことを去年から言われています。

理事者サイドというか行政サイドとしてはそこが限界なのかもしれないですよ。

だけど市長は違うんですよ。

これは僕一般質問で言ったけれども、市長は別ものですよ。

我々の代表ですよ、網走の。

体を張って命をかけて、この問題に取り組んでほしいから、ああいう言いにくいことも言わなければいけない。

そして聞いてほしい。

残念ながら聞いてくれないから、未だに動いてくれないんですよね。

2月10日とか11日でいろいろな専門家の方のアドバイスを頂いた上では、早急にそういう窓口をつくることで、動いていただけるということを確認していただいていた方がいいですか。

○後藤利博副市長 窓口といいますか、環境基本条例をそもそも所管しているところは、庁内の部署では生活環境課になりますので、そこが当然窓口になって12月にお話があった後も法令的な解釈を含め、考え方を整理しているのはそこがやっておりますし、先生方に会う場所を頂きながら一定の判断をしてアクションを起こすときにも、まずは生活環境

課、中でもですね、そこが窓口という形で当然動くということになるというふうに思っております。

○栗田政男委員 副市長ね、庁内の窓口の話ではないのですよ。向こうとのチャンネル、網走市、これはもうはっきり言うとさ、市長だとか副市長だとかのレベルの話なの、それが向こうとの、社長連中の。

向こうはどう見ても社長独裁みたいで、社長が話をしないと一切受け付けてくれないレベルなので、そういうチャンネル、窓口をつくってくれますかということを僕はお願いしているし、平賀さんもそれをお願いしているので、庁舎の生活環境がどうのこうの話はどうでもいいんですよ。これは全然次元の違う話なので、それを理解してくれないからこうやって噛み合わないのかな。

わかりますか。

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午後 1 時 49 分休憩

午後 1 時 57 分再開

○小田部照委員長 再開いたします。

栗田委員の質問に対しての答弁より。

○後藤利博副市長 前回の委員会から新たに網走市の既存条例環境基本条例があるという中において、これをもとに相手との協議をということでございますので、私どもも勉強したものも含めてですね、これを基に相手とテーブルに着けるように接触を試みたいというふうに思います。

○小田部照委員長 他の委員もよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小田部照委員長 それでは次に、議件 1、北海道へ廃棄物処理法に基づく措置のアプローチについて協議いたします。

前回、先月 27 日に行われた当特別委員会において、北海道知事に対し、意見書を提出する方向でまとまったわけですがお手元に御配付の意見書案の内容について協議したいと思います。

こちらの意見書案については、本日午前中に行われましたオンライン勉強会において、中身について確認しているところでありますが、最終決定を皆さんのサイドボックスのほうに飛ばしてあります。

あわせて、北村教授の解説文を併せて御確認していただき、協議に入りたいと思います。

確認のため暫時休憩いたします。

午後 1 時 59 分休憩

午後 2 時 24 分再開

○小田部照委員長 それでは再開いたします。

ただいま、意見書案タイトル、中身の文言、言い回し等の確認をしていただきましたが、ここでこの意見書案に対する理事者のお考えを示していただきたいと思います。

○渡部貴聴水産漁港課長 意見書に対する当市の考え方、連名にするか否かというようなあたりの見解なのですけれども、現在、本事故に対しましては、北海道が水質汚濁防止法に基づきまして、ホテルに対して指導を行いますとともに当市と漁業関係者により設置しました、網走呼人地区重油漏れに関する対策協議会からの要請によって、北海道網走市それからホテル、専門家により呼人地区油流出事故に関わる連絡会議という会議を設置しまして、そこで専門家の助言を受けて、ホテルが油の現状把握及び必要な調査を実施している状況でございます。

あわせて、廃棄物処理法による対応について、今回これ書かれておりますけれども、そちらにつきましては 12 月 6 日に行われました、法学者によります勉強会の議論を受けまして 12 月 16 日になるのですけれども、オホーツク総合振興局のほうとですね、事務レベルで本事故に関する廃棄物処理法による対応について協議、確認を行ってございます。

振興局では、本庁、それから所管となります環境省と協議、確認を行うとしておりまして、当市としましては現在振興局からそちらの回答を待っている状況となっております。

このようなことから、現段階では、網走市としましては連名で申し入れをすることはできないというふうに考えております。

○小田部照委員長 ただいまの説明で、質疑等ございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではですね、先ほど御確認いただきました意見書案についてタイトル、中身の文言について整理があれば各委員のほうから発言いただきたいと思います。

○金兵智則委員 意見書案を見せいただきました。

中身についてはいいのかなというふうに思いますけれども、細かい部分でですね、今の市のほうの見解もありましたので、この文中にあります「当庁」という部分については「当市議会」に全て変更する

のですけれども、最後の5ページ目にですね、「貴庁が規制権限を適切に行使されない場合には」、ここが「当庁を含む」となっているのですけれども、ここの「当庁」だけは網走市を含むということにしないと、これは住民の話ですので、各市議会の住民と言うわけにはいかないと思いますので、ここだけは網走市ということにしておく必要があるのかなというふうに思います。

そして、二つ目の段落というふうに言えばいいんでしょうか。「本件事故については」というところのですけれども、「8,000 リットルを超える」という文言になっておりますけれども、ここは「8,000 リットルという」でいいのかなというふうに思いますし、あと「ご承知のとおり」という段落がありますが、その下の「白羽根川」の「根」のところがちよっと線を引いていますけれども消えていないので、これを削除する必要があると。

そして、その段落の最後のほうに「融雪季」とありますけれども、この「季」、季節の季ではなくて期間の期ということに訂正が必要だと思います。

そして1ページ目の下のほうに「ちゅう房」というのがありますが、これ平仮名で書いていますけれどもここは漢字で書いていいのかなというふうに思います。

そして、ずっと行って最後のページになりますけれども、下から3行目になると思いますが、「本申入書」となっていますけれども、これは意見書でありますので、「本意見書」に訂正する必要があります、あとは日付が2月28日までというふうになっていますけれども、同じ意味ですが、令和5年2月末までということにしていっていいのかなというふうに思います。

そんなところかなというふうに思います。

○小田部照委員長 他の委員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように文言整理、タイトルを含めて整理させていただきます。

日程についても、そのように2月末ということで決定させていただきますが、その点もよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、これを委員長名をもちまして、網走市議会臨時会に上程するというような形でよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

何かございますか。

○立崎聡一委員 中身についてはそんなあれなのですけれども、私としてはやっぱり11日を過ぎてからでもいいのではないかなというふうには思っていたのです。午前中の中を聞いていて。

私一人だけ11日過ぎてからでいいんじゃないと言っても、これは民主主義のあれなので、多分これは通るのだと思うのですけれども、ただその辺だけは申しておきたいなというふうに思います。

○小田部照委員長 他の委員いかがでしょうか。

ただいまの立崎委員の。

暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時38分再開

○小田部照委員長 それでは再開いたします。

引き続き、文言整理について協議したいと思います。

各委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 先ほどの金兵委員の指摘の点にプラスして、最後から1枚戻ったところで(4)の当庁の要望というところで下線が引いてありますけれども、この下線は消したほうがいいかと思います。

○小田部照委員長 他に皆さんございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、理事者のほうはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、これを最終決定の文案として特別委員会委員長名で本議会に提出することで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に議件3、新たな条例の制定について協議したいと思います。

この件につきましては、これまでも内容等を含め専門的知見を有する方々から助言を頂きながら進めてまいりました。

11月8日に行われた当特別委員会で、罰則規定を外してはどうかという御意見もあったところであります。

理事者側の現状等について御説明願いたいと思います。

なお、説明後に罰則規定など懸念される部分などもあることから、各委員の感想も頂きたいと思います。

○武田浩一市民環境部長 地方自治法では、地方公共団体は法令に違反しない限りにおいてその事務に関し条例を制定することができるというふうにされてございます。

条例は、法令で条例で定めると委任された事項でなくても、地方公共団体の事務に関するものであれば制定が可能ということになってございます。

しかし、条例を検討する上で国の法令等の整合性を慎重に検討することが必要というふうに考えてございます。

現状といたしましては、北海道が水質汚濁防止法に基づき指導しているところでございます。

条例に関しましては、勉強会でいろいろと御意見も頂いているところですので、そういったその専門家の意見も参考にしながら、慎重に取り扱うことが必要であるというふうに考えているところでございます。

○小田部照委員長 ただいまの説明に質疑等ございませんでしょうか。

いかがですか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

今、理事者のほうからありましたとおり、今後も専門的な知見を頂きながら協議を進めるという形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取り扱わさせていただきます。

○小田部照委員長 それでは次に、議件4、重油漏れ事故の現場視察について協議したいと思います。

事故があった場所を視察することが可能ということですが、これについて皆さんの御意見を伺いたいと思います。

○永本浩子委員 もし可能であるならば、ぜひ視察をさせていただきたいと思っておりますけれども、例えば、今度北村教授や町野弁護士が来ていただけたときに一緒にという形を考えられているのでしょうか。

○小田部照委員長 そういった御意見も、もちろんあったのですが、できれば合わせて行きたいというような我々の見解であったのですが、ちょうど来られるのがですね、11日午前中に来られるのですが、日程的に現場の視察の予定時間は両漁協、北村先生、町野先生、合わせて11日の11時に予定、今のところ予定をしております。その同日、同時間は、実は

網走市流氷まつりの開会の時間、日程と重なっております。その辺を含めて副議長も委員におられますので、また日程調整も必要なかなと今考えていたところであります。

永本委員がおっしゃるとおり、先生たちと両漁協と我々議会、委員会が同時刻、同日に現地視察ができれば一番望ましいことだと思っているところではありますが、今、日程調整の最中であります。

皆さんの御意見も伺いたいと思います。

○永本浩子委員 私といたしましては、せっかく視察させていただけるのでしたら、一緒にのほうがより多くの実りが得られるのではないかと思いますのでぜひその辺、調整していただければと思います。

○小田部照委員長 他の委員、日程調整、視察についてどうですか。

○栗田政男委員 流氷まつりと……開会式ですね。重なるということなのですが、今年は場所も変わって新しい形になると思うので趣向も変わると思うのですが、当然、立場がある人はそこにいろいろお客さんもいらっしゃるし、そういう環境ですけれども、僕はやっぱりそのワンチャンスしかないわけですから、そういうふうに考えたときに、例えば、私の場合は全然役がないので、向こうのほうに行っても、流氷まつりに行っても何の役にも立たないのであれなんですけど、ぜひともできる限りこの問題を、流氷まつりを当然軽んじているわけではないですけども、この問題を最優先して僕は取り組んでほしいなと思うので、立場のある人は対応して、できるだけ多くの参加でいろいろその現場を見ながらしっかりとした視察になるという、視察と言っているのかな、現場検証できればというふうに思っています。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

○金兵智則委員 委員会としては、その日に視察をするということで決定していると思うのですよね。行くのであればきちんと委員会として、行ける行けないはちょっと置いておいて、行くということを委員会として、視察しますということは皆さんいいことですので決定をして、出席を後ほど取っていただくとしたような形と、あとは委員外の人たちをどうするのかというのも話し合っておいたほうがいいのかなというふうには思います。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今、金兵委員からありましたとおり、委員外議員の視察を認めるかどうか協議していただきたいと思います。

います。

○平賀貴幸委員 流氷まつりは流氷まつりで大事なものだと思えますし、この委員会のメンバーだけでも人数もそれなりにいるので、委員外議員については今回はなしで、重油漏れ事故対策検討特別委員会のメンバーだけで 11 日にとということで私もいいと思います。

○小田部照委員長 他の委員それでよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、今回は委員外議員については認めないという方向で進めさせていただきます。

そして今、ありましたとおり日程についてなのですが、実は流氷まつりの関係で、議会バスが使用できないというような関係もありまして、日程調整、交通手段を含めまして、正副一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

わかりました。

それでは現地視察については、11 日、両漁協、北村先生、町野先生と同日、同時に、一緒に視察できるような方向で調整したいと思います。そういった流れで決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは取りあえず、そのように取り扱わせていただきます。

この件については以上ですが、その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これをもちまして重油漏れ事故対策検討特別委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2 時 48 分閉会
